

## 《IC キャッシュカード特約》

1. 特約の適用範囲等
  - (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
  - (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはキャッシュカード規定が適用されるものとします。
  - (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはキャッシュカード規定の定義に従います。
2. ICチップ提供機能の利用範囲  
ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預入支払機・振込機その他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。
3. ICキャッシュカードの利用  
キャッシュカード規定第一条に定める出金提携先・入金提携先・カード振込提携先のうち、一部の出金提携先・入金提携先・カード振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができない現金自動預入支払機・振込機を設置している場合があります。この場合、当該現金自動預入支払機・振込機ではキャッシュカード規定第一条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。
4. 一日あたりの払戻金額  
当行は、当行および出金提携先の現金自動預入支払機・振込機を利用した預金払い戻しにおける一日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
5. ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い  
ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。
6. ICチップ読取不能時の取り扱い等
  - (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
  - (2) ICチップ等の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
7. ICキャッシュカードの有効期限・再交付
  - (1) ICキャッシュカードは、カード機能の性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
  - (2) 上記（1）の有効期限が到来する前に、当行は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当行は、当行所定の手数料を当行所定の日、通帳および払戻請求書なしで、当該ICキャッシュカードを利用する預金口座から自動的に引落しをします。
  - (3) 上記（1）の手数料の引落しができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当行の窓口で当行所定の手続きが必要となります。

※平成22年3月23日以降に発行したICキャッシュカードについては、7.（ICキャッシュカードの有効期限・再交付）は適用されません。

以上